

とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務 に関する業務仕様書

1 業務の名称

とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務

2 業務の目的

本業務は、とびしま海道エリアの観光ブランド化を推進し、周遊・滞在型の観光地への転換を図ることで、観光消費額の拡大を目指す。その実現に向けて、アドバイザーの助言及びマーケティング調査を通じて、観光客の利便性・満足度を追求した魅力的なコンテンツを造成し、呉市の新たな観光の柱として定着させる。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務の内容

受託者は、市と連携し、以下の業務を遂行すること。

(1) 観光コンテンツ造成

ア とびしま海道の特性を活かした観光コンテンツを企画・造成する。

イ 当業務における観光コンテンツとは、サイクリング、自然体験ツアー、多言語対応ツアーなどをいう。

ウ ターゲットの絞り込みを行い、効果的なコンテンツ造成を目指す。

(2) モニターツアーの実施

ア 企画・造成した観光コンテンツを元に、モニターツアーを企画し、募集、広報、輸送手段の確保など、ツアー実施に必要な業務を行う。

イ モニターツアーの中でワークショップを開催し、ツアー参加者から内容に対する意見交換を行い、そのとりまとめを行う。

ウ 外部アドバイザーを招致し、コンテンツやツアーに対するアドバイスを求める。

(3) 広報・PR

ア モニターツアーの募集等にあたり、雑誌等のメディアを活用した情報発信や独自のネットワークやSNS等を活用した集客支援を行う。

イ ターゲット層への効果的なアプローチを検討する。

(4) マーケティング調査

ア インターネット等を通じて、とびしま海道における観光コンテンツ造成に関する調査を行う。

イ インターネット調査とは別に、対面による聞き取り調査を行う。

(5) 分析・業務報告書

(1)から(4)に記した内容をまとめ、「とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務報告書」として印刷物1部および電子データで提出する。

5 提案を求める必須事項（プロポーザル評価項目）

受託者の選定にあたっては、以下の点について具体的な提案を求めるものとする。

評価項目	評価の着目点
業務実績	・ 同種又は類似の業務の実績
	・ 本業務を遂行するために必要な知識・専門性の有無
業務実施体制	・ 本業務遂行のための人員（責任者、担当者等）の適切な配置
	・ 責任者、担当者等の経験や実績、業務に必要な知識・知見の有無
企画提案内容	・ 本業務に対する取組方針
	・ 本業務に対する基本的な考え方と業務遂行に当たってのポイント
	・ 本業務の経過において必要と考えられる事項及び独自の提案・工夫等
	・ 本業務を行うための適正なスケジュール
提案価格	・ 経費の妥当性

6 業務履行に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を受けること。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、本業務の履行に際して知りえた情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上すべての責任を負うこと。
- (5) 本業務により作成した報告書等の著作権及び著作権は、呉市に帰属するものとし、呉市の承諾なく、他人に公表、貸与又は使用してはならない。また、報告書の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (6) 呉市が提供する情報・資料等について、呉市の許可なく第三者に提供してはならない。

- (7) 本業務の実施に当たり、呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、呉市貸与した資料は、本業務が終了したときは、速やかに呉市に返却すること。
- (8) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合、その都度、呉市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 本業務の完了後であっても、成果品に誤り、不良箇所等があった場合は、速やかに受託者の責任において修理するものとし、これに必要な経費は受託者の負担とする。